

町田市民病院使用条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 (2015 年) 2 月 2 6 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市民病院使用条例の一部を改正する条例

町田市民病院使用条例（昭和39年3月町田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）」を「健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法（以下「診療報酬の算定方法」という。）」に改める。

第3条中「(大正11年法律第70号)」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

町田市民病院使用条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(使用料及び手数料)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 使用料は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 診療料</p> <p><u>健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)</u>及び<u>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法(以下「診療報酬の算定方法」という。)</u>により算定した額。ただし、保険診療によらないものについては、診療報酬の算定方法に定める点数に1点単価15円(交通事故による診療については20円)を乗じて得た額とする。</p> <p>(2)～(17) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>(使用料及び手数料の額の特例)</p> <p>第3条 生活保護法(昭和25年法律第144号)、健康保険法その他の法令等により、特にその額の定めがあるときは、その診療に伴う使用料及び手数料の額を、前条の規定によらないことができる。</p>	<p>(使用料及び手数料)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 使用料は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 診療料</p> <p><u>診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)</u>により算定した額。ただし、保険診療によらないものについては、診療報酬の算定方法に定める点数に1点単価15円(交通事故による診療については20円)を乗じて得た額とする。</p> <p>(2)～(17) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>(使用料及び手数料の額の特例)</p> <p>第3条 生活保護法(昭和25年法律第144号)、健康保険法<u>(大正11年法律第70号)</u>その他の法令等により、特にその額の定めがあるときは、その診療に伴う使用料及び手数料の額を、前条の規定によらないことができる。</p>